

中央区小規模事業者登録について

中央区では、区の発注する工事・物品の購入・委託などの契約のうち、「小額で簡易な契約」の受注を希望する事業者を対象に、インターネットによる競争入札参加資格申請とは別に、手続きの簡単な「小規模事業者登録制度」を設け、申請を受付けています。

この制度は、区内で営業する中小企業の皆様にあらかじめ登録をしていただき、区が金額の比較的小額（予定価格が130万円以下の工事、80万円以下の物品の購入、50万円以下の委託等）の契約等を行う場合には、登録名簿の中から参加者を選定し見積り合せ（複数の方から見積書を徴し見積金額を比較する。）などにより相手方を決めるものです。

区との契約を希望する皆様は、是非登録をお願いします。

（入札対象となる高額な契約や中央区以外の他の区市町村との契約も希望する場合には、競争入札参加資格が必要となります。手続きについては、東京電子自治体共同運営サービス電子調達サイトをご覧ください。）

なお、中央区競争入札参加資格をお持ちの方は、この登録は不要です。

●登録の対象となる事業者

次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- 1 区内に本社の法人登記がある法人事業者（以下「法人事業者」という。）、区内に住民登録若しくは外国人登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）又は当該法人事業者若しくは個人事業者で構成される組合（以下「組合」という。）
 - 2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - 3 中央区競争入札参加資格有資格者以外の者
- ※ ただし、成年被後見人、被保佐人、補助人、破産者、暴力団又は暴力団関係者と特定の関係にある者等は、登録を行うことができません。

●登録方法

登録手続 次の書類を準備のうえ、区役所3階 経理課契約窓口に提出してください。

提出書類 (1) 中央区小規模事業者登録申請書

※ 「登録申請書」、「記入要領」、「登録業種一覧」は区役所3階経理課契約係窓口で配布します。また、区のホームページ(<http://www.city.chuo.lg.jp/>)の契約・入札情報からもダウンロードできます。

- (2) ・ 法人事業者の場合は、登記簿謄本
・ 個人事業者の場合は、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書。ただし、商号を用いる場合は商号登記簿謄本
・ 組合の場合は、規約又は約款、構成員名簿及び構成員全員の登記簿謄本若しくは商号登記簿謄本又は住民票若しくは外国人登録原票記載事項証明書
- (3) 許可等を必要とする営業種目に申請する場合は、当該許可等の登録証、免許証、又は許可証の写し

受付日時 随時（閉庁日を除く。）

午前8時30分～12時00分 午後1時～5時00分

●登録の有効期間

登録手続を行った月の翌月から登録名簿に登録します。有効期限はありませんが、区外への転出や中央区競争入札参加資格の取得等の理由により、対象要件に該当しなくなった場合は、速やかに抹消届を提出してください。

●登録後の名簿活用

区（各課、所、学校、園等を含む。）が行う小規模で簡易な契約については、優先的に見積り依頼を行うよう努めます。ただし、競争入札参加有資格者のうち区内で営業する中小企業者も同等の取り扱いとします。

※ なおこの制度は、受注を保証するものではありません。